

# テクニカルドキュメント

## 目次

<b>1. 概要</b>	<b>2</b>
本ドキュメントの位置付け	2
Peppolの構成要素	2
<b>2. Peppolネットワーク</b>	<b>2</b>
Peppolネットワークとは	2
4コーナーモデルの考え方	3
Peppol Participant IDとは	3
Peppolネットワークへの接続パターン	4
<b>3. Peppol BIS</b>	<b>4</b>
Peppol BISとは	4
JP PINTとは	4
<b>3-1. Semantic model</b>	<b>5</b>
Semantic modelとは	5
Semantic modelの見方	5
Syntax bindingとは	6
Syntax bindingの見方	6
UBL構文へのバインド例	6
Syntax bindingの一覧	7
<b>3-2. Code lists</b>	<b>7</b>
Code listsとは	7
Code listsのコード一覧	8
<b>3-3. Rules</b>	<b>11</b>
Rulesとは	11
ルールの種類について	11
ルールの役割について	11
ルールを遵守させるためにOpenPeppolが提供しているしくみ	13
データモデルとルールとの関係	14
<b>4. 例示</b>	<b>14</b>
送信するデータの具体的な例	14

# 1. 概要

## 本ドキュメントの位置付け

本ドキュメントは、以下の前提で作成しています。

- Peppolに対応したシステム・サービスを構築する際の技術的な理解を助けるためのものです。
- JP PINTについては、JP PINT 0.9.1のバージョンに基づいて作成しています。
- Japan Peppol Authorityの確認を受けているものの、JP PINTについては今後の動向次第で大きく内容が変更しうるものであり、本ドキュメントの内容の正確性が、常に担保されるわけではありませんので、ご注意ください。

## Peppolの構成要素

Peppolは、以下の3つで構成されています。

- Peppol eDelivery Network (Peppolネットワーク)
- Peppol Business Interoperability Specifications 'BIS' (Peppol BIS)
- Peppol Service Provider Agreement

これらのうち、技術的な内容が関わる項目は「Peppolネットワーク」と「Peppol BIS」です。以下では、これら2点について詳細な説明をします。

# 2. Peppolネットワーク

## Peppolネットワークとは

Peppolネットワークとは電子文書を送受信するためのネットワークです。Peppolネットワークでは、仕様を標準化しつつ単一障害点を無くすために、「4コーナーモデル」と呼ばれるアーキテクチャを採用しています。

Peppolネットワークの仕様は、euro圏で業界間のデジタル障壁を解消するため標準仕様であるCEF eDeliveryをベースに作られています。さらにCEF eDeliveryは、Webサービス間で安全にデータ交換をするための公開仕様であるAS4の仕様をベースにしています。

そのため、共通仕様を確認するにはCEF eDeliveryあるいはAS4の文書を参照する必要があります。Peppolネットワーク関連の共通仕様の文書は下記ページにまとめられています。

<https://docs.peppol.eu/edelivery/>

## 4コーナーモデルの考え方

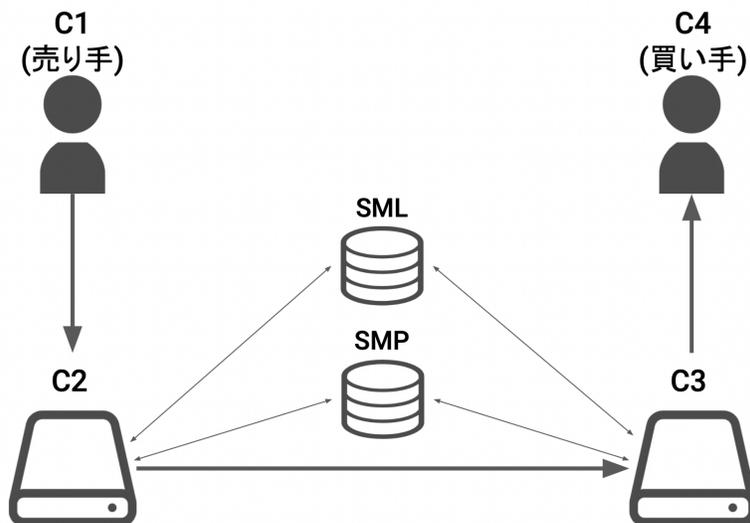
4コーナーモデルでは、売り手・買い手の代わりにアクセスポイントと呼ばれるPeppolネットワーク上のノードが電子文書のやりとりを担います。

C1: 売り手

C2: 送信側アクセスポイント (Peppol ネットワーク上でC1に代わって電子文書を送信する)

C3: 受信側アクセスポイント (Peppol ネットワーク上でC2に代わって電子文書を受信する)

C4: 買い手



その際に、SML(Service Metadata Locator)およびSMP(Service Metadata Publisher)というPeppolネットワーク上のサービスを通じて、売り手・買い手の情報は確認および保証されます。

なお、Peppol が定義する仕様は4コーナーモデルの中で、C2,C3間の通信のみです。C1→C2間およびC3→C4間の通信仕様については、各アクセスポイントに依存します。

4コーナーモデルやネットワークについてのより詳細な内容は以下をご参照ください。

<https://peppol.eu/what-is-peppol/peppol-transport-infrastructure/>

## Peppol Participant IDとは

Peppolネットワーク上で電子文書を送受信する売り手・買い手の身元を証明する仕組みが必要です。それが、Peppol Participant ID です。

以下のサイトにPeppol Participant IDを入力することで、送信元を特定できます。

<https://directory.peppol.eu/public>

## Peppolネットワークへの接続パターン

既存のシステムから、Peppol ネットワークに接続する方法は大きく2つあります。

- A. 他社のPeppolサービスプロバイダーが構築したPeppol アクセスポイントを経由して接続する。
- B. 自社でPeppolサービスプロバイダーとなり、アクセスポイントを構築して接続する。

B の方式を採用する場合、Peppolサービスプロバイダーの認定を受ける必要があります。

## 3. Peppol BIS

### Peppol BISとは

Peppol BISは、Peppolネットワークを介してやり取りされる電子文書の国際的な標準仕様であり、国際的な非営利組織であるOpenPeppolによって策定・管理されています。

### JP PINTとは

JP PINTとは、日本のPeppol Authorityであるデジタル庁が策定・管理する日本における電子請求書の標準仕様です。JP PINTはPeppol BISから拡張された、請求書に関わる新たな国際標準仕様であるPINT (Peppol International Invoice Model) をベースとしています。

JP PINTがサポートしているビジネスプロセスは以下で紹介されており、ビジネスプロセスの中でも請求書の送受信処理について仕様が定められています。

[https://test-docs.peppol.eu/pint/pint-jp/work-v1/pint-jp/bis/#\\_pint\\_billing\\_process](https://test-docs.peppol.eu/pint/pint-jp/work-v1/pint-jp/bis/#_pint_billing_process)

各ビジネスプロセスの詳細についてはEN 16931-1:2017+A1:2019 (E) Electronic invoicingに記載されており、以下からダウンロードが可能です。

<https://standards.iteh.ai/catalog/standards/cen/4f31d4a9-53eb-4f1a-835e-6f0583cad2bb/en-16931-1-2017>

JP PINTでは技術仕様として以下の4つが定められています。

- Semantic model
- Syntax binding
- Code lists
- Rules

## 3-1. Semantic model

JP PINTのSemantic modelと、関連されるSyntax bindingについては、以下のURLにまとめられています。

・Semantic model

<https://test-docs.peppol.eu/pint/pint-jp/work-v1/pint-jp/trn-invoice/semantic-model/>

・Syntax binding

<https://test-docs.peppol.eu/pint/pint-jp/work-v1/pint-jp/trn-invoice/syntax/>

### Semantic modelとは

請求書で使われるビジネス用語(Business Term)を一覧表示し、それらの理解および使用方法について定義しています。

また、ビジネス用語に割り当てられている識別子(ID)を利用し、Syntax bindingを参照することで、ビジネス用語に対する、メッセージ構文や、ルールへの関連付けを理解できます。

### Semantic modelの見方

JP PINT で定義されている Semantic model の見方について説明します。

Id	識別子 関連するルールを検索し、どのように構文(Syntax)にバインドされているか追跡するために主に用いられます。
Business Term	ビジネス用語名
Card.	カーディナリティ(Cardinality) 該当の項目が必須項目なのかどうかといった内容を判断するために用いられます。その項目を繰り返し定義できるかを示しています。
Definition	ビジネス用語を説明しています。
Semantic datatype	項目のデータタイプ 詳細は以下のURLにまとめられています。 <a href="https://test-docs.peppol.eu/pint/pint-jp/work-v1/pint-jp/bis/#_datatypes">https://test-docs.peppol.eu/pint/pint-jp/work-v1/pint-jp/bis/#_datatypes</a>
Section	各ビジネス用語は”Shared”/”Aligned”の2つに分類されます。 ・Shared は全ての地域で共通のビジネス用語であることを示しています。 ・Aligned は一部地域で共通のビジネス用語であることを示しています。
Syntax binding	項目に該当するSyntax bindingの情報が記載されています。
Child terms	子階層の項目群情報が記載されています。

## Syntax bindingとは

構文で用いられる用語を一覧表示し、それらをどのように理解して使用するかを定義しています。また、ビジネス用語名 (Business Term) を利用し、Semantic modelを参照することで、用語について理解することができます。

## Syntax bindingの見方

JP PINT で定義されている Syntax binding の見方について説明します。

Cardinality	カーディナリティ(Cardinality)
Element	UBLのXML要素が記載されています。
Namespace	UBLが使用するnamespaceが記載されています。
Section	Semantic ModelのSectionと同義です。
Business Term	ビジネス用語名が記載されています。
Child elements	子要素について記載されています。

## UBL構文へのバインド例

UBL構文へバインドする内容はSemantic model と Syntax binding にそれぞれ記載されている内容から導くことが可能です。

Semantic modelでは、ビジネス用語 (Business Term) を定義し、それぞれに識別子 (Id) を割り当てています。

この識別子は、ビジネス用語が関連する構文にどのように結合されているかを追跡するために使用することができます。

次の例は、IBT-027 (Seller name) がどのようにUBL構文に繋がるかを示しています。

### Semantic model

Id	IBT-027
Business Term	Seller name
Card.	1..1
Definition	The full formal name by which the Seller is registered in the national registry of legal entities or as a Taxable person or otherwise trades as a person or persons.
Semantic datatype	Text
Section	Shared

Syntax binding	ubl:Invoice / cac:AccountingSupplierParty / cac:Party / cac:PartyLegalEntity / cbc:RegistrationName
----------------	---

#### Syntax binding

Cardinality	1..1
Element	cbc:RegistrationName
Namespace	urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:CommonBasicComponents-2
Section	Shared
Business Term	IBT-027 - Seller name

結果、UBLは以下のようになります。

```
<ubl:Invoice>
  <cac:AccountingSupplierParty>
    <cac:Party>
      <cac:PartyLegalEntity>
        <cbc:RegistrationName>株式会社 ○○商事</ cbc:RegistrationName>
```

## Syntax bindingの一覧

Syntax bindingの和訳及び例示一覧を記載しています。

なお、JP PINTIについては今後の動向次第で大きく内容が変更しうるため、以下資料の正確性が、常に担保されるわけではありませんので、ご注意ください。

[https://docs.google.com/spreadsheets/d/1wciizBdTGaZsXRRMMsy0sf\\_kauW-woLU/edit#gid=169282657](https://docs.google.com/spreadsheets/d/1wciizBdTGaZsXRRMMsy0sf_kauW-woLU/edit#gid=169282657)

## 3-2. Code lists

### Code listsとは

Peppolネットワークにより電子文書を送信する際に各記載事項に用いる識別子・コードを定義したものです。ここでは、それぞれのコード及び識別子の概説と具体例、請求書を発行するにあたって一般的に仕様想定が高い識別子についてはその旨を記載しています。

本章はJP PINTに基づいています。最新版のコードリストは、Open PEPPOLが公開している“[Japan PINT](#)”に格納される“Invoice Transactions”内の“[Code lists](#)”を併せてご確認ください。また、本章に記載する各コードは一般的に使用想定が高いと考えられる識別子・コードを上位に記載しており、参照元のCode listsの記載順ではない点にご留意ください。

## Code listsのコード一覧

(使用頻度が高いと想定されるコード一覧)

- Aligned-TaxCategoryCodes:日本の消費税おける取扱いの種別に関する識別子
  - 税区分と税率に関する識別子です
  - 具体例
    - AA: 軽減税率
    - S: 標準税率
    - E: 非課税
    - G: 輸出免税
    - O: 課税対象外/不課税
- ISO3166: Country codes: 国に関する識別子
  - 請求の対象となる取引に適用される国に関する識別子です
  - 具体例
    - 日本の国別コード: JP
  - その他の識別子及び詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください
- ISO4217: Currency codes: 通貨に関する識別子
  - 請求の対象となる取引に適用される通貨に関する識別子です
  - 具体例
    - 日本円の通貨コード: JPY
    - アメリカドルの通貨コード: USD
    - ユーロの通貨コード: EUR
  - その他の識別子及び詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください
- UNCL2005: Date or time or period function code qualifier(Subset:Peppol): 日付、時刻、又は期間に関する識別子
  - 請求書の発行、商品又は貨物の納品等、支払いにおける日時や期間に関する識別子です
  - 具体例
    - 請求書発行日時に関するコード: 3
    - 配達や納品の日時に関するコード: 35
    - 支払の実行日時に関するコード: 432
  - その他の識別子及び詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください

- UNCL1001-inv: Document name code(Subset:Invoice type code): 請求書のドキュメント名に関する識別子
  - 請求書の機能に沿ったドキュメント名に関する識別子です
  - 具体例 (JP PINTでは以下適格請求書のみを想定しています)
    - 適格請求書: 380
  
- ICD:ISO 6523 ICD list: ISO 6523 ICDに関するリスト
  - ISO 21378-2で規定されている法人番号等の発番機関に関する識別子です
  - この識別子は、特定の組織及び派生する法人、団体を一意に識別するための発番機関に関する識別子です
  - 具体例
    - 社会保障、税制度における法人番号: 0188
  - 詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください
  
- eas: Electronic Address Scheme(EAS): 電子アドレススキーム
  - EASは欧州委員会によって規定されたPeppolを採用する欧州各国の法人コードや各国のVAT番号の識別子であり、取引相手を識別するための識別子です
  - 詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください
  
- UNCL4461: Payment means code: 支払いに関する識別子
  - 支払手段を表現する際に用いる識別子です
  - 現金による決済、銀行口座振替等の一般的に想定される識別子を記載しています
  - 具体例
    - 銀行口座振替: 30
    - 現金: 10
    - クレジットカード: 54
  - その他の識別子及び詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください

(その他コードの一覧)

- UNCL5189: Allowance or charge identification code(Subset:Peppol): 返還請求及び追加請求に関する識別子
  - 返還請求及び追加請求を行う際の識別子です
  - 具体例
    - 納品等の期日前倒しによる返還請求もしくは追加請求: 41
    - 定価からの値下げ等割引: 95
  - その他の識別子及び詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください
  
- UNCL7161: Charge reason code: 追加請求の理由に関する識別子
  - 請求者の業務内容から、追加請求の理由を記載する場合に用いる識別子です
  - 詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください

- UNCL1153: Invoiced object identifier scheme: 請求済オブジェクトのスキーム
  - 売り手が指定する請求の根拠となる識別子です
  - 請求の根拠として何を識別子とするか買い手にとって明確でない場合に用いる事ができる識別子です
    - 入金時に買い手から指定を受けることで、売掛金の自動消込処理に活用することも想定されています
  - 詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください
  
- UNCL7143: Item type identification code: 品目等の分類に関する識別子
  - 商品及び貨物の品目等に応じた分類を目的とする識別子です
  - 製品のバージョンや顧客の注文に基づいて付される番号、シリアルナンバー等が想定されます
  - 詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください
  
- MimeCode: Media Types(Subset: Peppol): 添付文書のファイル形式に関する識別子
  - 請求書に添付文書等を使用する場合のメディアタイプに関する識別子です
  - ファイルを添付する際、そのファイル形式が何であるかを指定する識別子であり、PDFなどが代表例として挙げられます
  - 具体例
    - pdfファイル: application/pdf
  - その他の識別子及び詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください
  
- Aligned-TaxExemptionCode: PINT tax exemption reason codes: 免税理由に関する識別子
  - 請求の対象が非課税の場合における理由に関する識別子ですが、デジタル庁及びEIPAでは当該識別子の利用を想定していません
  
- UNECERec20: Recommendation 20, including Recommendation 21 codes - prefixed with X (UN/ECE): 商品の単位に関する識別子
  - 勧告20及び21に関する各コードは、請求の対象となる商品等の単位等に関する識別子です
  - 当該コードを利用するには接頭辞に“x”を付す必要があり、これを測定単位として使用することで3文字の英数字コードとなります
  - 詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください
  
- SEPA: SEPA indicator: SEPAインジケーター
  - SEPA(単一ユーロ決済圏)における銀行振込を利用する際に用いるコードです
  - 詳細はこちらの[リスト](#)を参照してください

## 3-3. Rules

### Rulesとは

- ・ Peppol BISの「Rules」(以下、ルール)

Peppol BISのルールとは、送信側アクセスポイント(C2)において、受信側アクセスポイント(C3)に送付するインボイスデータ(データセット)がPeppol相互運用性フレームワーク等に従ったものか否かを検証(validate)するためのものです。

- ・ JP PINTのルールについては、以下のURLにまとめられています。

<https://test-docs.peppol.eu/pint/pint-jp/work-v1/pint-jp/trn-invoice/rule/>

### ルールの種類について

- ・ JP PINTのルールには、以下の2種類があります。

#### ① Shared PINT rules

PINT (Peppol International Invoice: 国際基準としてのPeppol)に準拠した請求書のすべての実装に共通に適用されるルール。

請求書の検証(validation)で、Shared PINT Ruleのいずれかに引っかかった場合、その請求書は送信されません。

改訂前のBasic Rule(コードリストとカーディナリティ・ルールを適用するための基本的なルールセット)については、ここに含まれています。

#### ② Japanese jurisdiction specific PINT rules

日本国内のインボイス(intra jurisdiction invoices)に固有のルールであり、インボイスを作成するすべての送信者が適用し、日本国内のインボイスを受信できる受信者のみに適用されるルール。

日本国外の受信者が、日本国内からインボイスを受信したが、それらを受信できない場合には、Shared PINT Ruleのみを適用し、このJapanese Jurisdiction specific PINT rulesについては適用されません。

### ルールの役割について

- ・ JP PINTのルールは、1つのドキュメント内について、以下の観点からチェックを行うものです。

#### ① Shared PINT Ruleについて

##### ( i )カーディナリティの観点

(例示)

[ibr-002]

An Invoice shall have an Invoice number (ibt-001).

請求書番号(Invoice number)の登録は必須

[ibr-004](Shared PINT rules)

An Invoice shall have an Invoice type code (ibt-003).

請求書タイプコード(InvoiceTypeCode)の登録は必須

##### ( ii )金額整合性の観点

(例示)

[ibr-co-14]

Invoice total Tax amount (ibt-110) =  $\Sigma$  Tax category tax amount (ibt-117).  
税額合計 (ibt-110) は、税率ごとに区分した消費税額等 (ibt-117) の合計額になる。

② Japanese jurisdiction specific PINT rulesについて

( i ) 法令の観点

(例示)

[aligned-ibr-jp-01]

If a date of an invoice period (ibg-14) or an invoice line period (ibg-26) is after October 1st 2023, Seller Tax Identifier shall be coded by using a Registration Number for Qualified Invoice purpose in Japan, which consists of 14 digits that start with T.

(法令要件)

適格請求書の必要記載項目 (抜粋)

・適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

→ Seller Tax Identifier (ibt-031) に「 Tを含む14桁の登録番号」を登録する。

[aligned-ibrp-051-jp]

Tax category tax amount (ibt-117) = tax category taxable amount (ibt-116) x (tax category rate (ibt-119) / 100), rounded to integer. The rounded result amount shall be between the floor and the ceiling..

(法令要件)

・課税資産の譲渡等の税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

→ tax category taxable amount (ibt-116)

→ tax category rate (ibt-119)

・税率ごとに区分した消費税額等

→ Tax category tax amount (ibt-117)

・Peppol BISのルールでは、以下の項目については検証(Validation)の対象外です。

① Peppol BISのルールでは、以下の項目間の整合性チェックは行っていない。

・ドキュメント間の整合性

(例. 納品書と請求書間の整合性のチェック)

・ドキュメントとドキュメント外との整合性

(例. インボイスに記載された登録番号の実在性チェック)

そのため、これらの整合性のチェック機能(またはチェック支援機能)を提供する場合は、売り手(C1)システム側の機能・バリデーションについて考慮する必要があります。

② Peppol BISのルールでは、請求内容の正確さを検証する仕組みを持っていない。

そのため、買い手(C4)は、デジタルインボイスのデータがPeppol BISの

ルールに即していたとしても、請求内容そのものに誤りがある場合は、売り手(C1)側に、記載内容の訂正を求める必要があります。

そのため、記載内容の正確性に関する検証機能を提供する場合は、買い手(C4)システム側の機能・バリデーションについて考慮する必要があります。

・C2で検証しているのは、あくまでも法令要件のごく一部分にすぎず、Peppol BISのルールに含まれてない「C1としてチェックすべき項目」が別に存在する

① [原則] 税法を意識した検証を実施するのは、売り手(C1)側の役割

送信側アクセスポイント(C2)と受信側アクセスポイント(C3)との間でやり取りされる デジタルインボイスのデータセットの検証において、各国税法の要件のチェックが全て 行われているわけ

ではありません。

本来的に、税法を意識して検証を実施すべきなのは、売り手(C1)の役割となります。  
すなわち、売り手(C1)側システムがデジタルインボイスのメッセージを作成する際に、  
必要な法令要件を満たしたものを作成することが基本となります。

② [例外] C2で検証している一部の法令要件について

ただし、今般は、JP PINTの仕様でやり取りされるデジタルインボイスが適格請求書として  
の法的要件を満たすことを可能な限り担保する観点から、C2とC3との間でやり取り  
する際に、その一部の法令要件について、C2で検証する仕組みとしています。

## ルールを遵守させるためにOpenPeppolが提供しているしくみ

・Peppol eDeliveryネットワーク上のルールを遵守させるために、OpenPeppolは  
スキーマトロンを提供しています。

### 【注意】

スキーマトロンが最新版(JP PINT Ver.0.9x)にアップデートされるまでは、Peppol  
BIS Billing JP 0.9のスキーマトロンを流用します。

(例示)

① Shared PINT Ruleについて

( i )カーディナリティの観点

[ibr-002]

An Invoice shall have an Invoice number (ibt-001).

インボイス番号(Invoice number)の登録は必須

(スキーマトロン上の表記)

[ibr-02]-An Invoice shall have an Invoice number (ibt-001).</assert>

<assert id="ibr-03" flag="fatal" test="(cbc:IssueDate) !="">

[ibr-004]

An Invoice shall have an Invoice type code (ibt-003).

インボイス・タイプ・コード(InvoiceTypeCode)の登録は必須

(スキーマトロン上の表記)

[ibr-03]-An Invoice shall have an Invoice issue date (ibt-002).</assert>

<assert id="ibr-04" flag="fatal" test="(cbc:InvoiceTypeCode) !=" or

(cbc:CreditNoteTypeCode) !="">

( ii )計算ロジックの観点

[ibr-co-14]

Invoice total Tax amount (ibt-110) =  $\Sigma$  Tax category tax amount (ibt-117).

税額合計(ibt-110)は、税率ごとに区分した消費税額等(ibt-117)の合計額になる。

(スキーマトロン上の表記)

[ibr-co-14]-Invoice total Tax amount (ibt-110) =  $\Sigma$  Tax category tax amount (ibt-117).

</assert>

</rule>

</pattern>

<pattern id="Codesmodel">

<rule flag="fatal" context="cbc:InvoiceTypeCode | cbc:CreditNoteTypeCode">

<assert id="ibr-cl-01" flag="fatal" test="(self::cbc:InvoiceTypeCode and  
((not(contains(normalize-space(.), ' ')) and contains(' 80 82 84 380 383 386 393 395 575 623  
780 ', concat(' ', normalize-space(.), ' ')))))) or (self::cbc:CreditNoteTypeCode and

((not(contains(normalize-space(.), ' ')) and contains(' 81 83 381 396 532 ', concat(' ', normalize-space(.), ' '))))>

## ②Japanese jurisdiction specific PINT rulesについて

### ( i )法令の観点

[aligned-ibr-jp-01]

If a date of an invoice period (ibg-14) or an invoice line period (ibg-26) is after October 1st 2023, Seller Tax Identifier shall be coded by using a Registration Number for Qualified Invoice purpose in Japan, which consists of 14 digits that start with T.

(スキーマトロン上の表記)

後日追記予定(5月10日追記)

・なお、OpenPeppolは、その他スクリプトファイル等のツールについても提供をしています。

## データモデルとルールとの関係

・今後追記予定

## 4. 例示

### 送信するデータの具体的な例

Peppolネットワーク上でC2からC3へ送信する電子文書の具体的な例を示します。

<https://drive.google.com/file/d/1t-ZVoGhxZ9-8hp28GJXZQDC3uVUJobOQM/view?usp=sharing>

```
<ubl:Invoice
```

```
  xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance"
```

```
  xmlns:cac="urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:CommonAggregateComponents-2"
```

```
  xmlns:cbc="urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:CommonBasicComponents-2"
```

```
  xmlns:ubl="urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:Invoice-2"
```

```
  xsi:schemaLocation="urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:Invoice-2
```

```
  http://docs.oasis-open.org/ubl/os-UBL-2.1/xsd/maindoc/UBL-Invoice-2.1.xsd">
```

```
  <!-- tag::profile[] -->
```

```
  <cbc:CustomizationID>urn:fdc:peppol:jp:billing:3.0</cbc:CustomizationID>
```

```
  <cbc:ProfileID>urn:fdc:peppol.eu:2017:poacc:billing:01:1.0</cbc:ProfileID>
```

```
  <!-- end::profile[] -->
```

```
  <cbc:ID>000016</cbc:ID>
```

```
  <cbc:IssueDate>2023-11-10</cbc:IssueDate>
```

```
  <cbc:IssueTime>19:36:55</cbc:IssueTime>
```

```
  <cbc:DueDate>2023-11-30</cbc:DueDate>
```

```
  <cbc:InvoiceTypeCode>380</cbc:InvoiceTypeCode>
```

```
  <cbc:DocumentCurrencyCode>JPY</cbc:DocumentCurrencyCode>
```

```
<cac:InvoicePeriod>
  <cbc:StartDate>2023-10-02</cbc:StartDate>
  <cbc:EndDate>2023-10-31</cbc:EndDate>
</cac:InvoicePeriod>
<!-- tag::seller[] -->
<cac:AccountingSupplierParty>
  <cac:Party>
    <cbc:EndpointID schemeID="0188">1234567890123</cbc:EndpointID>
    <cac:PartyIdentification>
      <cbc:ID schemeID="0188">1234567890123</cbc:ID>
    </cac:PartyIdentification>
    <cac:PartyName>
      <cbc:Name>株式会社 ○○商事 △△部</cbc:Name>
    </cac:PartyName>
    <cac:PostalAddress>
      <cbc:StreetName>四谷4</cbc:StreetName>
      <cbc:AdditionalStreetName>29-X</cbc:AdditionalStreetName>
      <cbc:CityName>新宿区</cbc:CityName>
      <cbc:PostalZone>160-0044</cbc:PostalZone>
      <cbc:CountrySubentity>東京都</cbc:CountrySubentity>
      <cac:AddressLine>
        <cbc:Line>○○商事ビル</cbc:Line>
      </cac:AddressLine>
      <cac:Country>
        <cbc:IdentificationCode>JP</cbc:IdentificationCode>
      </cac:Country>
    </cac:PostalAddress>
    <cac:PartyTaxScheme>
      <cbc:CompanyID>T1234567890123</cbc:CompanyID>
      <cac:TaxScheme>
        <cbc:ID>VAT</cbc:ID>
      </cac:TaxScheme>
    </cac:PartyTaxScheme>
    <cac:PartyLegalEntity>
      <cbc:RegistrationName>株式会社 ○○商事</cbc:RegistrationName>
      <cbc:CompanyID>1234567890123</cbc:CompanyID>
    </cac:PartyLegalEntity>
  </cac:Party>
</cac:AccountingSupplierParty>
<!-- end::seller[] -->
<!-- tag::buyer[] -->
<cac:AccountingCustomerParty>
  <cac:Party>
    <cbc:EndpointID schemeID="0188">1234567890123</cbc:EndpointID>
```

```
<cac:PartyName>
  <cbc:Name>株式会社 □□物産 ◇◇支社_2</cbc:Name>
</cac:PartyName>
<cac:PostalAddress>
  <cbc:StreetName>北区</cbc:StreetName>
  <cbc:AdditionalStreetName>北十二条西76-X</cbc:AdditionalStreetName>
  <cbc:CityName>札幌市</cbc:CityName>
  <cbc:PostalZone>001-0012</cbc:PostalZone>
  <cac:Country>
    <cbc:IdentificationCode>JP</cbc:IdentificationCode>
  </cac:Country>
</cac:PostalAddress>
<cac:PartyLegalEntity>
  <cbc:RegistrationName>株式会社 □□物産_1</cbc:RegistrationName>
</cac:PartyLegalEntity>
</cac:Party>
</cac:AccountingCustomerParty>
<!-- end::buyer[] -->
<cac:PaymentMeans>
  <cbc:PaymentMeansCode name="Credit transfer">30</cbc:PaymentMeansCode>
  <cac:PayeeFinancialAccount>
    <cbc:ID>0005:064:1:0123456</cbc:ID>
    <cbc:Name>マルマルショウジカブシキガイシャ</cbc:Name>
  </cac:PayeeFinancialAccount>
</cac:PaymentMeans>
<cac:TaxTotal>
  <!-- 合計税額-->
  <cbc:TaxAmount currencyID="JPY">4400</cbc:TaxAmount>
  <!-- 軽減税率(リンゴ)-->
  <cac:TaxSubtotal>
    <cbc:TaxableAmount currencyID="JPY">50000</cbc:TaxableAmount>
    <cbc:TaxAmount currencyID="JPY">4000</cbc:TaxAmount>
    <cac:TaxCategory>
      <cbc:ID>AA</cbc:ID>
      <cbc:Percent>8</cbc:Percent>
      <cac:TaxScheme>
        <cbc:ID>VAT</cbc:ID>
      </cac:TaxScheme>
    </cac:TaxCategory>
  </cac:TaxSubtotal>
  <!-- 通常税率(商品ポップ)-->
  <cac:TaxSubtotal>
    <cbc:TaxableAmount currencyID="JPY">4000</cbc:TaxableAmount>
    <cbc:TaxAmount currencyID="JPY">400</cbc:TaxAmount>
```

```
<cac:TaxCategory>
  <cbc:ID>S</cbc:ID>
  <cbc:Percent>10</cbc:Percent>
  <cac:TaxScheme>
    <cbc:ID>VAT</cbc:ID>
  </cac:TaxScheme>
</cac:TaxCategory>
</cac:TaxSubtotal>
</cac:TaxTotal>
<cac:LegalMonetaryTotal>
  <cbc:LineExtensionAmount currencyID="JPY">54000</cbc:LineExtensionAmount>
  <cbc:TaxExclusiveAmount currencyID="JPY">54000</cbc:TaxExclusiveAmount>
  <cbc:TaxInclusiveAmount currencyID="JPY">58400</cbc:TaxInclusiveAmount>
  <cbc:PayableAmount currencyID="JPY">58400</cbc:PayableAmount>
</cac:LegalMonetaryTotal>
<!-- tag::invoice line[] -->
<cac:InvoiceLine>
  <cbc:ID>1</cbc:ID>
  <cbc:InvoicedQuantity unitCode="H87">20</cbc:InvoicedQuantity>
  <cbc:LineExtensionAmount currencyID="JPY">4000</cbc:LineExtensionAmount>
  <cac:DocumentReference>
    <cbc:ID>2021</cbc:ID>
    <cbc:DocumentTypeCode>130</cbc:DocumentTypeCode>
  </cac:DocumentReference>
  <cac:Item>
    <cbc:Description>吹き出し付きポップ</cbc:Description>
    <cbc:Name>商品ポップ</cbc:Name>
    <cac:ClassifiedTaxCategory>
      <cbc:ID>S</cbc:ID>
      <cbc:Percent>10.0</cbc:Percent>
      <cac:TaxScheme>
        <cbc:ID>VAT</cbc:ID>
      </cac:TaxScheme>
    </cac:ClassifiedTaxCategory>
    <cac:AdditionalItemProperty>
      <cbc:Name>個</cbc:Name>
      <cbc:Value>1</cbc:Value>
    </cac:AdditionalItemProperty>
  </cac:Item>
  <cac:Price>
    <cbc:PriceAmount currencyID="JPY">200</cbc:PriceAmount>
  </cac:Price>
</cac:InvoiceLine>
<!-- end::invoice line[] -->
```

```

<!-- tag::invoice line[] -->
<cac:InvoiceLine>
  <cbc:ID>2</cbc:ID>
  <cbc:InvoicedQuantity unitCode="H87">50</cbc:InvoicedQuantity>
  <cbc:LineExtensionAmount currencyID="JPY">50000</cbc:LineExtensionAmount>
  <cac:DocumentReference>
    <cbc:ID>2031</cbc:ID>
    <cbc:DocumentTypeCode>130</cbc:DocumentTypeCode>
  </cac:DocumentReference>
  <cac:Item>
    <cbc:Description>津軽産リンゴ高級贈答用</cbc:Description>
    <cbc:Name>りんご</cbc:Name>
    <cac:ClassifiedTaxCategory>
      <cbc:ID>AA</cbc:ID>
      <cbc:Percent>8.0</cbc:Percent>
      <cac:TaxScheme>
        <cbc:ID>VAT</cbc:ID>
      </cac:TaxScheme>
    </cac:ClassifiedTaxCategory>
    <cac:AdditionalItemProperty>
      <cbc:Name>個</cbc:Name>
      <cbc:Value>1</cbc:Value>
    </cac:AdditionalItemProperty>
  </cac:Item>
  <cac:Price>
    <cbc:PriceAmount currencyID="JPY">1000</cbc:PriceAmount>
  </cac:Price>
</cac:InvoiceLine>
<!-- end::invoice line[] -->
</ubl:Invoice>

```

■更新情報

更新日	更新内容	備考
2022年6月22日	—	新規作成
2022年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微文言修正</li> <li>・Syntax bindingの一覧の追加</li> </ul>	—